

## レセプトオンライン請求義務化撤回訴訟原告団ニュース《No.6》

発信：神奈川県保険医協会 TEL：045-453-2411 FAX：045-461-0215

### オンライン訴訟第1回口頭弁論、9月9日に決定！

レセプトオンライン請求義務化撤回訴訟の第1回口頭弁論が、9月9日の午後2時から開かれることが決まった。使用する法廷は、横浜地方裁判所の502号法廷（傍聴席：48席）となった。なお、原告として裁判への参加を希望される先生は、原告席の準備が必要となるため、必ず神奈川県保険医協会までご連絡をお願いしたい。

当初、第1回口頭弁論は、7月上旬の開催で最大の101号法廷（傍聴席：96席）を使用することで横浜地裁に申し入れを行っていた。しかし、原告数が1744名と大人数のため、裁判所の事務作業（原告の確認など）に時間を要した、裁判の担当部署が7月20日から8月10日まで休暇に入る101号法廷に空きがない - 等の理由で、大きく計画変更を余儀なくされた。また、総選挙との絡みで、裁判が大幅に遅れたことも想定される。

今後は、被告側（実質は厚生労働省）の答弁書が、近日中に出されることが予想される。これを受けて、原告世話人及び弁護団は、第1回口頭弁論に向けた理論武装を行っていく。

#### 【レセプトオンライン請求義務化撤回訴訟 第1回口頭弁論】

日時：09年9月9日（水） 午後2時～3時

場所：横浜地方裁判所 502号法廷

原告として参加希望の先生は、神奈川協会（TEL：045-453-2411）までご連絡をお願いします。

### 省令改正も診療所は変更なし！運動の強化を！

5月9日に、診療報酬請求に関する省令の一部改正が行われた。この省令改正は、あくまでも今年の4月から義務化となった病院、調剤薬局でオンライン請求に対応できなかった施設に対して、最大1年間（実質は半年）の猶予が設けられたに過ぎない。よって、現時点で医科・歯科診療所に関しては、オンライン請求『義務化』の時期に変更はないので、ご注意ください。

しかし、省令改正させるまでに至ったのは、この間の各保険医協会・医会、そして各医療関係団体の運動の一定の成果といえる。今は、『義務化』撤回に向けた運動を強化すべきであり、急いで義務化への対応を考える時期ではない。

今後とも、法廷闘争をはじめ、国会議員要請など更なる『義務化』撤回に向けた運動を強化していく。

このFAXは、レセプトオンライン請求義務化撤回訴訟（神奈川訴訟）の原告の先生方に送付しています。